令和 6 年度 「業務改善助成金」

ご確認ください! 🛛

対象になる事業場

- □ 中小企業・小規模事業者であること
- □ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金 の差額が**50円以内**であること
 - ⇒<u>秋田県の場合は</u>
 - <u> 1897円以上947円以下</u>

(R6.9.30までの申請)

② 9 5 1 円以上1,001円以下

(R6.10.1以降の申請)

□ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事 由がないこと

支給要件

- □ 賃金引上げ計画を策定し、一定額 以上引き上げること
- □ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- □ 生産性向上に役立つ機器・設備など を導入して業務改善を行い、その費 用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する<u>設備投資等</u>を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

*同一事業場の申請は年1回まで

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1 に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。

パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車、貨物自動車等も助成対象として認められます。

手続の流れ

申請書・事業実施計画等を秋田労働局雇用環境・均等室へ提出



交付決定



支 給



事業実施 結果報告



事業実施(設備投資・賃金引き上げ)

留意事項

申請期限:

令和6年12月27日(必着)

事業完了期限: 令和7年1月31日

令和5年度からの主な変更点

- ・特例事業者に関する要件のうち、<mark>生産</mark> <mark>量要件が終了</mark>しました。
- ・賃金引上げ後の申請は、令和6年1月31日 までの申請をもって終了しました。

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
<u> </u>	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※3
200 -	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
30円コース	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
	3, 10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件※2 を満たした事業場の場合

申請様式等、詳しくはこちら





※1 物価高騰等要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件:「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

※3 10人以上の上限区分は、特例事業者(①賃金要件:申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または②物価高騰要件※1に当てはまる場合)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

秋田県内での活用事例

【製造業】給与ソフト及びPCの導入		
導入前	給与計算を手集計し作業を行っていた	
導入後		

【医療・福祉業】セルフ精算レジの導入		
導入前	会計担当者による会計処理を行っていた	
導入後	✓診療者自身の自動精算処理となり、会計業務が大幅に短縮された✓診療終了後の診療費精算業務が大幅に簡素化された	

【製造業	【】2種類の特殊ミシンの導入
導入前	特殊加工に時間を費やしていた
導入後	✓二つの工程が同時に行え、作業時間の大幅な削減ができた✓微妙な加減処理が自動で縫い付けられるようになり作業時間が大幅に削減された

【製造業	】複合ボーリングマシンの導入
導入前	熟練の職人が行っていた
導入後	✓建具のくりぬき、家具製作のダボ穴掘りが全自動化され、作業期間が大幅に削減された✓若手社員でも行えるようになった

【建設業】	ポータブル電源及び空調服ベストの導入
導入前	電源確保・高温作業場での連続作業が困難 だった
導入後	▼電源引き込み作業時間が短縮された▼空調服ベスト着用により高温室内作業時でも連続作業ができるようになった

【宿泊業】	スチームコンベクションオーブンの導入
導入前	調理担当者のみで手作業となっていた
導入後	▼調理工程の集約により料理の提供時間が大幅に短縮された
	才誰でも安定した調理ができ、時間短縮 と作業負担が改善された

【宿泊業	美】大型除雪機の導入	
導入前	豪雪地域にて手作業で除雪を行っていた	
導入後	 ▼積雪による手作業の除雪が大型除雪機の 導入により大幅な時間と労動力の削減と なった ▼除雪機の導入により、食品加工等の他の 業務の時間を増やすことができた	
「海光業】泪む京圧洪末機の道】		

【飲食サ	·ービス業】食器洗浄機の導入
導入前	食器洗浄を手作業で行っていた
導入後	✔食器洗浄機により手作業の洗浄作業が 削減された✔食器洗浄機の導入により、ホール等の 他の業務時間を増やすことができた

【運送業】温水高圧洗車機の導入			
導入前	手作業で洗車していた		
導入後	孝手作業で行っていた業務用トラック、ワンボックスカー等の洗車時間を大幅に削減することができた		

【情報通	信業」配達専用軽ワコン車の導人
導入前	営業車の未使用時間に集配達を行っていた
導入後	▼専用車があることで、迅速な対応ができるようになった✓1回の集荷量・配送量も増加し、労働時間の短縮につながった

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター ☎0120-366-440 <申請先> 秋田労働局雇用環境・均等室 秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階 ☎018-862-6684 <賃金引き上げに向けた無料相談窓口> 秋田働き方改革推進支援センター 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階 ☎0120-695-783